

委託契約書（案）

愛媛県公営企業管理者 東野 政隆（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、財務会計オンラインシステム（以下「本システム」という。）導入に関し、次の条項により業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 甲は、財務会計オンラインシステム構築業務（以下「委託業務」という。）を別添公営企業管理局次期財務会計オンラインシステム構築業務委託調達仕様書（以下「調達仕様書」という。）により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第3条 委託業務の対価（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

2 甲が各年度に支払う金額（以下「支払額」という。）は、次のとおりとする。

令和6年度：金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税は除く。）

令和7年度：金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税は除く。）

3 本条第1項の契約金額は、第2条（委託業務の内容）を前提として算出されたものであるため、当該前提が変更される場合は、契約金額の変更につき甲乙協議するものとする。

（委託の期間）

第4条 委託期間は、契約を締結した日から令和7年9月30日までとする。

2 本契約の終了後においても、22条（支払遅延損害金）、第23条（端数整理）、第24条（著作権）、第25条（特許権等）、第27条（機密保持）、第28条（個人情報保護）、第29条（特定個人情報保護）、第30条（知的財産権侵害の責任）、第31条（免責事項）、第32条（再委託の禁止）、第33条（権利義務の譲渡等）、第34条（甲の解除権）、第35条（談合その他不正行為による甲の解除権）、第36条（不正行為に伴う賠償金）、第37条（その他の甲の解除権）、第38条（乙の解除権）、第39条（契約不適合責任）、第40条（損害の賠償）、第44条（管轄裁判所）及び第45条（準拠法）は、有効に存続するものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（運用保守契約の締結）

第6条 甲及び乙は、令和7年10月1日までに本システムの運用保守の内容、料金等の支払方法等について規定した、運用保守にかかる契約（以下「運用保守契約」という。）を締結する。

（役割分担）

第7条 甲及び乙は、委託業務を円滑かつ適切に履行するため、各自の担当作業が必要とされることを認識し誠実に実施するとともに、相手方の担当作業の実施に対して誠意をもって協力しなければならない。

2 委託業務の履行に伴う甲乙双方の役割分担は、調達仕様書のとおりとし、詳細については別途協議の上定める。

3 甲及び乙は、各自の実施すべき担当作業を遅延又は実施しない場合、遅延又は不実施に係る作業について相手方に対して責任を負うものとする。

（適切な体制の確保）

第8条 甲及び乙は、本契約の円滑かつ適切な履行のために適切な体制を確保し、当該体制を書面又は電磁的方法（電子メールを含む。以下本契約において同じ。）により相手方に通知しなければならない。なお、当該体制を変更する場合も同様とする。

（実施責任者）

第9条 甲及び乙は、本契約締結後速やかに、本契約における各自の実施責任者をそれぞれ選任し、書面又は電磁的方法により、相手方に通知しなければならない。なお、実施責任者を変更する場合も同様とする。ただし、前条（適切な体制の確保）の規定に基づく体制の通知に当該責任者を記載することをもって、本条の通知に代えることができる。

2 次の各号で定める事項は、甲の実施責任者のみが、権限及び責任を有する。

- (1) 第11条（定例会議）所定の議事録の承認を行う権限及び責任
- (2) 第12条（資料等）所定の本件資料等の提供及び返還を求める権限及び責任
- (3) 第17条（実績報告及び完了検査）所定の納品物の検査及び検査結果の通知を行う権限及び責任
- (4) 第27条（機密保持）所定の機密情報の開示を行う権限及び責任
- (5) その他本契約の履行に必要な権限及び責任

3 次の各号で定める事項は、乙の実施責任者のみが、権限及び責任を有するものとする。

- (1) 第11条（定例会議）所定の議事録の原案の提出及び承認を求める権限及び責任
- (2) 第12条（資料等）所定の本件資料等の提供の請求及び返還等を行う権限及び責任
- (3) 第17条（実績報告及び完了検査）所定の納品物の検査及び検査結果の通知を求める権限
- (4) 第27条（機密保持）所定の機密情報の開示を求める権限及び責任
- (5) その他本契約の履行に必要な権限及び責任

4 甲及び乙は、本契約の履行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼又は報告、その他相手方との連絡・確認等については、実施責任者を通じて行うものとする。

（業務従事者）

第10条 本契約の履行に従事する乙の従業員（以下「業務従事者」という。）の選定、配置及び変

更、作業スケジュールの作成及び調整並びに技術指導については、乙が行うものとする。

- 2 乙は、労働法規その他関係法令に基づき、業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する委託業務に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。
- 3 乙は、本契約の履行に際し、業務従事者が甲の事務所等に立ち入る場合には、甲が乙に対し事前に提示した防犯、秩序維持に関する諸規則を合理的な範囲で当該業務従事者に遵守させるものとする。

(定例会議)

第11条 甲及び乙は、委託業務が終了するまでの間、進捗状況、リスクの管理及び報告、各自の分担作業の実施状況、問題点の協議及び解決、その他委託業務の円滑な履行に必要な事項を協議するため、定期的に会議（以下「定例会議」という。）を開催する。

- 2 前項の定例会議には、原則として甲乙双方の実施責任者が出席するものとする。また、甲及び乙は、必要に応じ必要な者を出席させるよう相手方に要請することができ、相手方はこの要請に対し特段の理由がない限り応じるものとする。
- 3 甲及び乙は本条第1項に定める定例会議の他、必要に応じ会議の開催を適宜相手方に対し要請できるものとし、相手方の申請に対し特段の理由がない限り応じるものとする。
- 4 乙は、本条第1項の定例会議又は前項の会議の議事内容、決定事項並びに継続検討とされた事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者について、原則として当該会議の開催後遅滞なく議事録の原案を作成して書面又は電磁的方法により甲に提出するものとする。甲は、これを受領した日から5営業日以内にその内容の確認を行うものとし、当該期間内に書面又は電磁的方法により具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、乙が作成した議事録の内容を承認したものとみなすものとする。
- 5 甲及び乙は、前項により承認された議事録の内容について、本契約に反しない限り、これに従わなければならないものとする。
- 6 本条の定めにかかわらず、本契約の内容は、甲乙双方の契約締結権限を有する者が記名押印した書面による合意によってのみ変更することができるものとする。

(資料等)

第12条 甲は、乙から本契約の履行上必要となる情報及び資料等（以下「本件資料等」という。）の提供の請求があった場合には、甲乙協議の上、適時に、無償で、本件資料等を、書面又は電磁的方法により乙に提供するものとする。

- 2 乙は、甲から提供された本件資料等を善良なる管理者の注意をもって管理及び保管し、かつ本契約の履行以外の目的に使用しないものとする。
- 3 乙は、甲から提供された本件資料等を、本契約の履行上必要な範囲内で複製又は改変することができるものとする。
- 4 乙は、甲から提供を受けた本件資料等（前項の定めによる複製物及び改変物を含む。）が本契約の履行にあたり不要となった場合又は甲からの要請があった場合には遅滞なく甲に返還又は乙が適切と判断する方法により破棄又は消去するものとする。
- 5 甲が本条第1項に基づき乙に提供する本件資料等の内容等の誤り又は提供遅延によって生じた乙

による本契約の履行遅滞又は履行不能等の結果については、乙はその責任を負わないものとする。

- 6 本件資料等の提供及び返還等については、甲及び乙それぞれの実施責任者間で行うものとする。
- 7 乙は、甲から提供された本件資料等の漏えい、紛失（盗難を含む。）、滅失、改ざん及びき損その他の事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元、改修等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、対応等については、甲乙協議の上定めるものとする。

（作業環境）

第13条 甲は、乙からの要請に応じて本契約の履行上必要となる作業場所及びその他の作業環境（本契約の履行にあたり必要となる電力等も含む。以下「本件作業環境等」という。）を、乙に無償で提供し、適切に維持するものとする。

- 2 本件作業環境等の詳細（甲の事務所等の作業場所に関するレイアウト、座席表及び座席区分を含む。）については、甲乙協議の上定めるものとする。
- 3 甲が本条第1項に基づき乙に提供する本件作業環境等に関して、前項に基づく協議内容との不一致又は甲の提供遅延によって生じた乙による本契約の履行遅滞又は履行不能等の結果については、乙はその責任を負わないものとする。

（納入）

第14条 乙は、納品物を調達仕様書のとおり、納入するものとする。

（業務計画書の提出）

第15条 乙は、本契約締結後速やかに財務会計システム開発業務計画書（様式第1号。以下「業務計画書」という。）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（業務計画書の変更）

第16条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に財務会計システム開発業務変更計画書（様式第2号。以下「業務変更計画書」という。）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（実績報告及び完了検査）

第17条 乙は、毎年度末及び委託業務を完了したときは、直ちに甲に対して当該期間にかかる財務会計システム開発業務実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の実績報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に、委託業務の完了について甲乙協議の上あらかじめ定めた検査方法、検査基準により検査を行うものとする。
- 3 前項の検査の結果、不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、乙は、直ちに乙の負担において当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
- 4 甲は、本条第2項又は第3項の検査（以下「完了検査」という。）を実施した場合、乙に対し

検査の結果を記名押印の上速やかに書面により通知するものとする。この場合、検査合格書の交付日を完了検査の終了日とする。甲の責に帰すべき事由により検査期間内に検査合格書が交付されない場合又は検査不合格の旨の甲の通知が理由のないもの若しくは不当なものである場合、納品物は検査に合格したものとみなし、検査期間の満了日をもって検査日とする。ただし、検査期間内に検査合格書が乙に交付されないことに合理的な理由が認められる場合は、当該合理的理由により検査が実施できなかった日数について検査期間を延長するものとする。

5 前各項の定めに関わらず、甲又は第三者の責に帰すべき事由若しくは第31条（免責事項）で定める事由によって検査に合格とならない場合であっても、乙は、その責任を負わないものとし、検査期間の満了日をもって検査日とみなす。

（危険負担）

第18条 甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由により、納入前に生じた納品物の滅失、毀損その他の損害は乙の負担とし、納入後に生じたこれらの損害は甲の負担とする。

（善管注意義務）

第19条 甲は、納品物の納入を受けたときから所有権の移転のときまで、納品物を善良なる管理者の注意をもって保管する。

（委託料の請求）

第20条 乙は、第17条（実績報告及び完了検査）に定める完了検査の終了日後、乙は、各年度の支払額に消費税等相当額を加算の上、財務会計オンラインシステム開発業務委託料精算払請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）により、請求するものとする。

（委託料の支払）

第21条 甲は、前条（委託料の請求）の規定に基づく請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に、第3条（委託料）第2項に定める各年度の支払額を支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

（支払遅延損害金）

第22条 乙は、甲が、その責めに帰すべき理由により、前条（委託料の支払）に規定する期間内に委託料を支払わなかった場合は、甲に対し、当該未払金額にその支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。

（端数整理）

第23条 本契約に基づく計算結果に1円未満の端数が生じた場合、適用される消費税及び地方消費税率ごとに当該端数は切り捨てる。

（著作権）

第24条 本契約の履行に伴い作成された著作物の著作権は、甲又は第三者が従前保有していたもの

を除き、乙に帰属するものとする。

- 2 乙が委託業務を履行するにあたり、乙が提供するコンテンツ、プログラム、画面デザイン、マニュアル、その他一切の著作物の著作権は、甲又は第三者が従前保有していたものを除き、乙に帰属するものとし、明示的に定められている場合を除き、甲は複製、翻案、公衆送信等を含む一切の利用権を許諾されるものではないことを承諾するものとする。
- 3 甲は、前項に規定する事項の他、本システムに関するその他の知的財産権及びノウハウ等を取得するものでないことを承諾するものとする。

(特許権等)

第25条 本契約の履行の過程で生じた発明、考案、意匠、その他の知的財産又はノウハウ等（以下「発明等」という。）に係る特許権、実用新案権、意匠権、その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。ただし、著作権は除く。）、ノウハウ等に関する権利（以下「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。

- 2 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有とし、その持分については別途甲乙協議の上定めるものとする。この場合、甲及び乙は、共有に係る特許権等につき、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに自ら実施し、又は自己の事業に使用するため、第三者に対し、非独占的な実施を許諾することができるものとする。

(第三者ソフトウェア)

第26条 本システムは、第三者が提供するサービス若しくはコンテンツ又は第三者が権利を有するソフトウェア（オープンソースソフトウェアを含む。以下「第三者サービス等」という。）を含むものとする。

- 2 第三者サービス等には、第三者サービス等を提供する第三者が定める利用規約その他の条件（以下「第三者サービス条件」という。）が適用されるものとする。ただし、第三者サービス条件と運用保守契約等の内容に齟齬がある場合は、第三者サービス条件が運用保守契約等に優先して適用されるものとする。
- 3 第三者サービス等の不具合又は権利侵害については、これを提供する第三者が第三者サービス条件の定めに従って責任を負うものとし、乙は当該不具合又は権利侵害の存在を知りながら告げなかった場合を除き、他の条項の定めにかかわらず一切責任を負わないものとする。

(機密保持)

第27条 甲及び乙は、本契約の履行に関して相手方から書面、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により開示又は電磁的方法により開示された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が当該情報に直接機密である旨表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、本条第4項で定める者に開示する場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとする。（以下、本条において機密情報を開示する者を「開示者」といい、開示される者を「被開示者」という。）

- 2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は機密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示時点で既に公知のもの又は開示後に被開示者の責に帰すことのできない事由により公知となったもの

- (2) 開示時点で被開示者が既に保有しているもの
 - (3) 開示後に被開示者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (4) 開示後に被開示者が機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
 - (5) オープンソースソフトウェアの著作権者より開示を義務付けられているもの
- 3 被開示者は、開示者から開示された機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、本契約の履行にあたり必要となる場合を除き、複製、改変が必要な場合は、事前に開示者から書面又は電磁的方法による承諾を受けるものとする。
- 4 被開示者は、本契約の履行に必要な範囲において、自己及び直接又は間接の親会社の役員、従業員に対して機密情報を開示できるとともに、本契約と同等以上の守秘義務を課した再委託先（第32条（再委託の禁止）で定義される。）その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとする。ただし、被開示者は、第三者に開示した機密情報の機密保持について、開示者に対して本契約上の責任を負うものとする。
- 5 本条第1項にかかわらず、被開示者は、法令、通達、ガイドライン等（以下「法令等」という。）に基づき、開示を要求される場合には、要求される範囲に限り機密情報を開示することができるものとする。ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）開示者に対して当該開示について通知するものとする。
- 6 本契約が終了した場合又は開示者から要請があった場合、被開示者は、開示者から開示された機密情報を開示者の要請に応じて甲乙協議の上定めた方法に従い破棄又は消去した上で、開示者の要請がある場合、当該破棄日又は消去日から起算して30日以内に甲乙協議の上定める確認書を提出するものとする。
- 7 乙は、業務受託における秘密保持及び法令順守に関する誓約書（様式第5号）を甲へ提出しなければならない。

（個人情報保護）

第28条 本契約において、甲及び乙が相手方に個人情報の提供を行う場合、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（特定個人情報保護）

第29条 本契約において、甲及び乙が相手方に特定個人情報の提供を行う場合、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（知的財産権侵害の責任）

第30条 本契約の履行結果が、乙の責に帰する事由により、第三者の著作権及び特許権等その他の知的財産権（以下「知的財産権」という。）を侵害するものとして、第三者より請求がなされ、本契約の履行結果の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、甲は第17条（実績報告及び完了検査）の定めに基づく通知の最後の確認日から起算して6か月以内に書面でその旨を乙に通知するものとする。乙は、係る通知を受けた場合には、乙の判断及び費用負担により、次の各号のいずれかの措置を講じることができるものとする。

- (1) 権利侵害のない他のものとの交換

(2) 権利侵害している部分の変更

(3) 委託業務の継続的遂行のための許諾又は権利取得

ただし、第三者の知的財産権の侵害が、本契約の履行結果と第三者が甲に提供するその他のソフトウェア又はハードウェアを組み合わせたことに起因して発生した場合には、乙は甲に対して第三者の知的財産権の侵害につき責任を負わないものとする。

2 甲が本契約の履行の結果に関し、知的財産権の侵害に係る請求がなされ、前項の通知を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が満たされる場合に限り、乙は係る請求によって甲が支払うべきとされた損害を第40条（損害の賠償）に従い負担するものとする。ただし、第三者からの請求が乙の責に帰すべき事由によらない場合にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。

(1) 甲が第三者から請求を受けた日から7日以内に、乙に対し請求の事実及び内容を通知すること

(2) 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること

(3) 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行った場合は和解等により解決すること

3 本契約の履行の結果による第三者の知的財産権侵害に関する乙の責任は、本契約の他の定めにかかわらず本条に定めた範囲に限られるものとする。

(免責事項)

第31条 乙は、次の事由による本契約の履行遅滞又は履行不能について、甲に対し本契約上の責任を負わないものとする。

(1) 本契約締結時点において合理的な範囲で把握できなかったコンピュータウイルス、ハッキング、サイバーアタック、第三者による不正アクセス行為その他セキュリティの脆弱性に起因するもの

(2) 乙の責によらないハードウェア、ソフトウェアの不具合によるもの

(3) 本契約の履行の際に乙のシステムに接続される甲のシステム、サービス、ネットワークの不具合に起因するもの

(4) 本契約締結時点において合理的な範囲で予見できなかった設備又はソフトウェアの不具合並びにトランザクションの過度の集中によるシステムダウンに起因するもの

(5) 電気通信事業者の責に帰すべき故障、アクセス不能、性能の劣化に起因するもの

(6) 端末機器、周辺機器、その他のソフトウェア及び通信回線等、委託業務の遂行の際に用いられるコンピュータプログラムの稼動環境に含まれる第三者のソフトウェアに起因した、コンピュータプログラムの稼動不良に起因するもの

(再委託の禁止)

第32条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務を実施するに当たり合理的に必要な範囲内において、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、乙は、再委託先にこの契約における一切の義務を遵守させる

とともに、再委託先が行った業務について自ら業務を遂行した場合と同等の責任を負わなければならない。ただし、甲が再委託先を指定した場合は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。

- 3 前項により、甲から再委託の中止の請求を乙が受けた場合は、実施期間又は契約金額等の本契約の内容の変更について協議し、甲乙双方の契約締結権限を有する者が記名押印した書面による合意によってのみ変更することができるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第33条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約上の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、貸与、担保設定その他の処分をしてはならないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。
- 3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県公営企業会計規程（昭和46年公営企業管理規程第9号）の規定に基づき企業出納員が出納取扱金融機関に支払指示を行ったときに生ずるものとする。

(甲の解除権)

第34条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。
 - (2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
 - (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。
- 3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。
- 4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第35条 甲は、乙（第3号及び第4号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、甲に対し

解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
 - (4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合に準用する。

（不正行為に伴う賠償金）

- 第36条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額（当該金額に、1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）を甲に支払わなければならない。契約期間が満了した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象になる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りではない。
- 2 甲は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超えるときは、乙に対しその超える額の賠償を請求することができる。

（その他の甲の解除権）

- 第37条 甲は、次の各号に該当する場合は、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。
- (1) 甲が必要と認めるとき。
 - (2) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定による解除の場合において、解除が甲の責に帰すべき理由によるものであり、かつ、乙に損害が生じたときは、乙は甲に対し、また、解除が乙の責に帰すべき理由によるものであり、かつ、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

（乙の解除権）

- 第38条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（契約不適合責任）

- 第39条 甲は、第17条（実績報告及び完了検査）第2項及び第3項の完了検査の実施後、3年以内に限り、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求

することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(損害の賠償)

第40条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(賠償金等の請求)

第41条 甲は、乙に対しこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を請求する場合において、甲が乙に支払うべき委託料があるときはその金額を相殺し、なお不足があるときはその不足額を請求するものとする。乙が、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなかった場合は、甲は、乙に対しその支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、第22条（支払遅延損害金）の遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その額が100円未満であるときはその全額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数の金額を切り捨てる。

(反社会的勢力との関係排除)

第42条 甲及び乙は、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約す

るものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 第34条（甲の解除権）第2項第4号で定める事由に該当したことにより、本契約の全部又は一部を解除された者は、自己に損害が生じた場合にも、相手方に何らの請求を行わないものとする。また、当該相手方に損害が生じた場合は、第40条（損害の賠償）に従い、その賠償責任を負うものとする。

（契約の費用）

第43条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第44条 本契約に関する一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

（準拠法）

第45条 本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

（契約外の事項）

第46条 この契約書に定めのない事項については愛媛県会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙協議してこれを定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県
愛媛県公営企業管理者 東野 政隆

乙

【別記】

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、

再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律
(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第8章 罰則

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

愛媛県公営企業管理者 東野 政隆 様

住所
氏名
代表者職氏名

財務会計オンラインシステム構築業務計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した財務会計オンラインシステム構築業務について、
契約書第15条の規定に基づき、業務計画書を下記のとおり提出します。

記

1 委託業務の内容

「公営企業管理局次期財務会計オンラインシステム構築業務委託調達仕様書」に基づき実施する。

2 委託業務の実施予定期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

業務実施工程表

業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

3 委託業務の実施場所（所在地、建物名及び室名を具体的かつ詳細に記入すること。）

4 委託料

一金 円也

5 その他

愛媛県公営企業管理者 東野 政隆 様

住所

氏名

代表者職氏名

財務会計オンラインシステム構築業務変更計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した財務会計オンラインシステム構築業務について、
契約書第16条の規定に基づき、業務変更計画書を下記のとおり提出します。

記

1 変更の理由

2 委託業務の内容

「公営企業管理局次期財務会計オンラインシステム構築業務委託調達仕様書」に基づき実施する。

3 委託業務の実施予定期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

業務実施工程表

業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

4 委託業務の実施場所（所在地、建物名及び室名を具体的かつ詳細に記入すること。）

5 委託料

一金 円也

6 その他

（注）変更のない項目については、省略することができる。

令和 年 月 日

愛媛県公営企業管理者 東野 政隆 様

住所
氏名
代表者職氏名

財務会計オンラインシステム構築業務実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した財務会計オンラインシステム構築業務について、
契約書第17条第1項の規定に基づき、実績報告書を下記のとおり提出します。

記

- 1 委託業務の内容
「公営企業管理局次期財務会計オンラインシステム構築業務委託調達仕様書」に基づき実施。
- 2 委託業務の実施期間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 3 委託業務の実施場所（所在地、建物名及び室名を具体的かつ詳細に記入すること。）
- 4 委託業務の結果（具体的に記入し、成果品を添付すること。）
- 5 セキュリティ対策の実施状況（各事項について実施状況を記載すること。）
 - (1) 再委託の状況
 - (2) 業務実施場所の遵守
 - (3) 従事者への指導
 - (4) 情報の持ち出し禁止
 - (5) 電磁氣的記録の複写禁止
 - (6) 個人情報取扱特記事項の遵守
 - (7) 業務終了後のデータの返還・廃棄
 - (8) 業務終了時の電子データの抹消
 - (9) 私有パソコンの使用禁止
- 6 委託料
一金 円也

業務受託における秘密保持及び法令等遵守に関する誓約書

令和 年 月 日

愛媛県公営企業管理者 東野 政隆 様

住所

氏名

代表者職氏名

財務会計オンラインシステム構築業務の作業実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律施行条例等の関係法令や愛媛県情報セキュリティポリシー等の関係規程等を遵守するとともに、業務期間中及び当該業務終了後も、知り得た秘密情報を漏らさないことを誓約します。

なお、秘密情報を漏洩した場合は、関係法令により罰則対象となる場合があることを認識するとともに、秘密情報漏洩により県に損害を与えた場合は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付「委託契約書」第40条（損害の賠償）に基づき、これを賠償することを誓約します。

また、作業実施場所等は次のとおりとし、指示及び承認がある場合を除き情報の持ち出しを行わないことを併せて誓約します。

作業 実施場所	住所	
	名称	
個人情報 保管場所	住所	
	名称	